

違反対象物の公表制度

建物を利用する方が、その建物の情報を入手して利用を判断できるよう、消防法令に重大な違反のある建物をホームページに公表する制度です。（平成29年4月1日から）

公表の対象となる建物

映画館、飲食店、物販店、ホテル、病院等、多数の人が出入りする建物や社会福祉施設等の自力避難をすることが難しい方が利用する建物

公表の対象となる違反

- ・ 屋内消火栓設備
- ・ スプリンクラー設備
- ・ 自動火災報知設備



上記設備の設置義務がある建物で設備が設置されていないもの又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失しているもの

公表の方法

- ・ 佐倉市八街市酒々井町消防組合のホームページに掲載
- ・ 消防本部、消防署又は出張所での閲覧

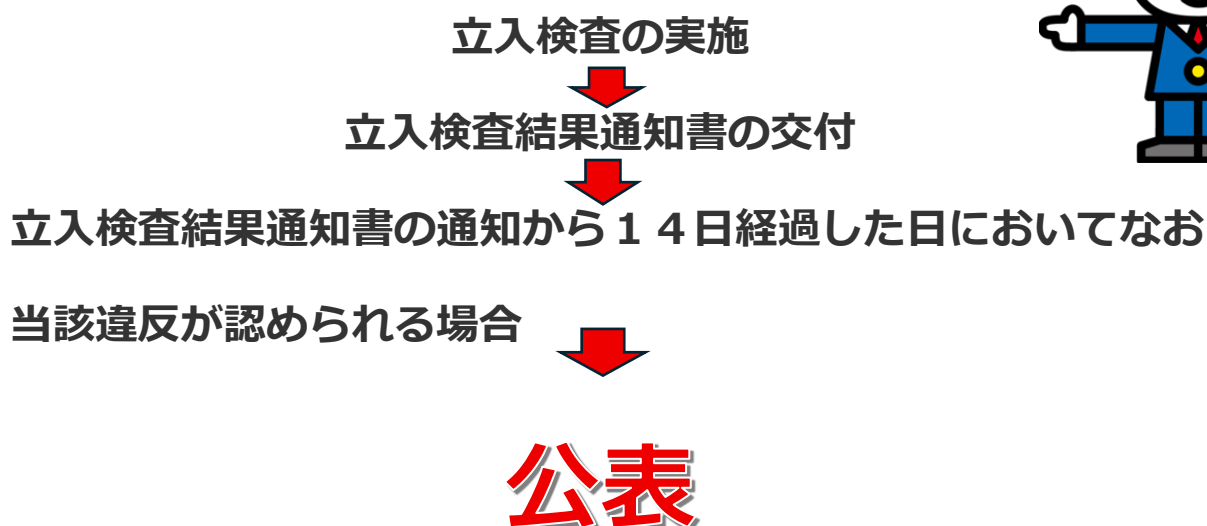


違反対象物の公表制度

公表の内容

- ・ 建物名称 〇〇〇ビル
- ・ 所在地 〇〇〇市（町）〇〇〇番地
- ・ 違反内容 自動火災報知設備未設置

公表までの流れ



建物関係者の方へ

建物の増築や改築、用途の変更により違反対象物になってしまう場合
がございますので、事前に下記の問い合わせ先までご相談ください。



佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 査察調査課 査察係

043-481-1225